

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、全日本建設交運一般労働組合和歌山合同支部 執行委員長 村田 茂から令和 7 年 11 月 19 日付けで、次のとおり運輸事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

令和 7 年 11 月 20 日

和歌山県知事 宮崎 泉

- 1 事件 賃金・労働条件改善等に関する諸要求
- 2 日時 令和 7 年 11 月 30 日以降問題解決の日まで
- 3 場所 和歌山県和歌山市中之島 1551 の他、全日本建設交運一般労働組合組合員の従事する全ての職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を実施する。